（適正な競争関係の確保に係る事業計画及び事業報告書の記載事項）

第八条　法附則第二条の二十一第二項の他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針については、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に関する事項

二　一般の金融機関その他の他の事業者の意見を会社の業務運営に反映させるための取組に関する事項

三　その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組に関する事項

2　法附則第二条の二十一第三項の同条第二項の方針に基づく業務の実施状況については、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項第一号の業務運営の方針に基づく業務の実施状況に関する事項

二　前項第二号の取組の状況に関する事項

三　その他法附則第二条の二十一第二項の方針に基づく業務の実施状況に関する事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十一号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「主務」を「財務」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の二十条を加える。

（特定投資業務等に係る収支の状況）

第二条　会社は、別表第六の様式により各事業年度に係る法附則第二条の十九各号に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類（以下「業務別収支計算書」という。）を、別表第七の様式により各事業年度の中間会計期間に係る同条各号に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類（以下「中間業務別収支計算書」という。）をそれぞれ作成しなければならない。

2　会社は、中間会計期間経過後三月以内に中間業務別収支計算書を、事業年度経過後三月以内に業務別収支計算書をそれぞれ財務大臣に提出しなければならない。

3　会社は、第一項の規定により作成する書類（以下「業務別収支計算書等」という。）が適正に作成されていることについて、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人による証明書を得るとともに、当該証明書を業務別収支計算書等と併せて財務大臣に提出しなければならない。

4　会社は、業務別収支計算書等を作成した時から十年間、当該業務別収支計算書等を保存しなければならない。

5　第二項及び第三項に規定するもののほか、財務大臣が必要と認めて資料の提出を求めたときは、会社は、当該資料を財務大臣に提出しなければならない。

（業務別収支計算書等の公表）

第三条　会社は、前条第二項の規定により業務別収支計算書等を提出したときは、速やかに、当該業務別収支計算書等を会社の主たる営業所に備えて一般の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2　会社は、前項の規定にかかわらず、特定投資業務による資金供給の対象となる事業者に対する当該資金供給の条件その他の公表することにより当該事業者の権利利益を害するおそれがある情報が業務別収支計算書等に含まれることとなる場合には、当該情報を公表しないことができる。

（業務別収支計算書の株主への提供）

第四条　会社は、定時株主総会の招集の通知に際して、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第百三十三条第二項に定める方法により、株主に対し、最終事業年度（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。附則第十五条及び第二十一条において同じ。）に係る業務別収支計算書及び附則第二条第三項に規定する証明書を提供しなければならない。

（業務別収支計算書等の電磁的記録）

第五条　会社は、業務別収支計算書等を、電磁的記録（第七条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成することができる。

（臨時業務別収支計算書）

第六条　会社は、会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類（附則第十六条において「臨時計算書類」という。）を作成する場合には、同項第二号の期間に係る法附則第二条の十九各号に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類（以下「臨時業務別収支計算書」という。）を作成しなければならない。

2　附則第二条、第三条及び第五条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、附則第二条第二項中「中間会計期間経過後三月以内に中間業務別収支計算書を、事業年度経過後三月以内に業務別収支計算書」とあるのは「会社法第四百四十一条第四項の承認（同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項の承認）を受けた後遅滞なく、臨時業務別収支計算書」と読み替えるものとする。

（危機対応準備金の額）

第七条　会社の危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の二十二第二項の規定に基づき法附則第二条の九の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上する場合　同条の規定により出資された額に相当する額

二　法附則第二条の二十六第六項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同項の規定により危機対応準備金の額を増加する額に相当する額

三　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により同項各号に掲げる額の合計額により資本金の額を減少し、危機対応準備金の額として計上する場合　同項各号に掲げる額の合計額に相当する額

四　改正法附則第四条第二項の規定に基づき法附則第二条の四第二項の規定により償還された額を危機対応準備金の額として計上する場合　同項の規定により償還された額に相当する額

2　会社の危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法附則第二条の二十六条第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合　同項第一号の危機対応準備金の額に相当する額

二　法附則第二条の二十七条第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合　同条第四項第一号の危機対応準備金の額に相当する額

（特定投資準備金の額）

第八条　会社の特定投資準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の二十三第二項の規定に基づき法附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上する場合　同項の規定により出資された額に相当する額

二　法附則第二条の二十三第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少する場合　同項の規定による読替え後の会社法第四百四十七条第一項第二号の特定投資準備金とする額又は法附則第二条の二十三第三項の規定による読替え後の会社法第四百四十八条第一項第二号の特定投資準備金とする額に相当する額